

国内誌「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」及び 国際誌「Progress in Rehabilitation Medicine」の 論文賞選考委員会の運営と採点に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、論文賞の選考と表彰に関する内規に基づき、選考委員会の運営と論文賞の採点について定めるものである。
- 2 論文賞選考委員会の運営は次のとおりとする。
 - (1) 委員会の成立要件は、全委員の過半数の出席とする。
- 3 選考委員は、対象論文一覧表に基づき、対象論文を通読し、論文ごとに次の5項目について、3段階での採点をする。意見・コメントがあれば付記する。ただし、選考委員自身が著者になっている論文については、その選考委員は対象論文の採点を行わない。
 - (1) 採点項目は次のとおりとする。()内は各項目のチェックポイントである。
 - 1) テーマの独創性・重要性(斬新性、臨床的有用性、タイムリー性、会員への貢献度など)
 - 2) 研究デザイン(仮説、方法論の明快さ・適切性、統計学的手法の適切性など)
 - 3) データの提示(データ提示方法の明確さなど)
 - 4) データの解釈(解釈の適切性、研究の限界への言及など)
 - 5) 論文の完成度(全体の構成、論旨の流れや記述の明快さなど)
 - (2) 採点基準は3段階とし、2, 1, 0の得点を与える。
 - 2: 特に優れている
 - 1: 優れている
 - 0: 普通
- 4 採点方法は、論文ごとに各採点項目の得点を集計して合計得点を算出し、その論文を採点した選考委員数で除した平均得点とする。
- 5 各論文賞選考委員会は、前項の受賞候補論文を対象に審議を行い、各賞1編を選定する。ただし、
 - (1) 同一論文の最優秀論文賞と優秀論文賞との重複受賞は認めない。
 - (2) 異なる論文において、同一筆頭著者の最優秀論文賞と優秀論文賞の重複受賞はこれを妨げない。
 - (3) 最優秀論文賞または優秀論文賞の筆頭著者は、受賞後2年間は選考対象から除外される。

附 則

本申し合わせは、平成13年1月27日より施行する。
令和6年1月27日より施行する。